

愛知県 コロナ自宅療養者等への医療提供事業補助金



(医科) 2022年度分の申請が始まりました

愛知県(政令市、中核市を除く)の保健所が対応している自宅療養者等(コロナ陽性者)に対し、医療機関による往診、外来、電話診療等、訪問看護ステーションによる訪問看護に対し補助金が給付される事業について、2022年度分の取扱いが示されました。
 ※ 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市に居住する自宅療養者については、それぞれの自治体が窓口で、申請方法などは愛知県と異なります。



協会ホームページ

補助金対象期間	2022年4月1日～9月30日
給付額	電話診療等 4 千円/回 往診 5 万円/回 外来診療 3 万円/回
申請期限	診療実施月の翌月15日 4月実施分は5月16日(月)が締切です <small>※①診療対応可能医療機関の登録、②診察所見報告書を提出の上、③申請が必要です</small>

①診療対応可能医療機関	「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等診療医療機関意向調査票」を愛知県に電子メールまたは FAX で提出
②医療提供後の対応	「新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の診察所見報告書」を毎診療後、翌日までに患者の居住地の保健所に FAX で提出
③交付申請と支払	「交付申請書」「診療報告書」「請求書」を愛知県に郵送または電子メールで提出。 ※概ね申請月の翌月末までに「交付決定通知書」が届き、支払われます。
<p>1. 新型コロナウイルス感染症にかかる検査により、陽性が判明した後、引き続き診療を行った場合(療養上指導や投薬などコロナ感染症患者を対象とした診療報酬の対象となる場合)も、補助金の対象となります。</p> <p>2. 4月診療分の「診察所見報告書」は、愛知県からの実施要綱の通知が遅れたことから、4月1日～19日までの未提出の「診察所見報告書」は、すみやかに該当の保健所に提出するにより補助金の対象になります。</p> <p>3. 「診察所見報告書」は、その内容を網羅していれば他の様式でも代替が可能です。</p> <p>4. 診療対応可能医療機関について、診療時に未登録であっても「診察所見報告書」を提出して、後日、「意向調査票」を提出することで登録されます。</p> <p>5. 補助金の申請は診療実施月の翌月15日の提出期限を過ぎた場合は受付できません。ただし、翌月分の申請にあわせて提出する場合は受け付けられます。2カ月以上経過した申請や9月診療実施分は受付できません。</p>	

書類の提出先 問い合わせ先	460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県感染症対策局感染症対策課 自宅療養者支援グループ メールアドレス: iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp FAX 052-954-7430 電話 052-961-2111 (「自宅療養者支援グループ」を呼び出し)	
------------------	--	--

※政令市・中核市の問合せ先は以下の通り。名古屋市・岡崎市・一宮市について各市ホームページを確認してください。

名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	豊田市
自宅療養者等への医療提供事業担当 052-972-4389 (申請開始)	豊橋市保健所 感染症対策室 0532-39-9104 (申請は始まっていません)	岡崎市保健所 感染症対策1係 0564-23-5801 (申請開始)	一宮市保健所 感染症グループ 0586-52-3854 (申請開始)	豊田市保健所 感染症予防課 0565-34-6180 (申請は始まっていません)

※「意向調査票」は愛知県(名古屋市の医療機関は「名古屋市」)に提出します。ただし、名古屋市の医療機関が名古屋市外の自宅療養者に対応する場合は、愛知県にも「意向調査票」を提出してください。

※4月診療分の「診察所見報告書」は、名古屋市は各区保健センターに、岡崎市は保健所にすみやかにFAXを。

※一宮市の「診察所見報告書」の提出は、2022年度分から交付申請の際、まとめて提出します。

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1345 まで